

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公表番号】特表2015-506114(P2015-506114A)

【公表日】平成27年2月26日(2015.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-013

【出願番号】特願2014-538962(P2014-538962)

【国際特許分類】

H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 M	11/00	(2006.01)
A 63 B	69/00	(2006.01)
A 63 B	69/36	(2006.01)
A 63 B	69/38	(2006.01)
A 63 B	71/06	(2006.01)

【F I】

H 04 M	1/00	R
H 04 M	11/00	3 0 2
A 63 B	69/00	C
A 63 B	69/36	5 4 1 P
A 63 B	69/00	5 0 5 Z
A 63 B	69/38	Z
A 63 B	71/06	T

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月26日(2015.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サーバと；

当該サーバに繋がるコンテンツデータベースと；

前記サーバに繋がる複数のモバイルデバイスであって、当該モバイルデバイスのそれぞれが統合化された動作センサを有するモバイルデバイスとを具え；

前記モバイルデバイスの1つがスポーツ動作をシミュレーションするために動かされると、

このスポーツ動作が少なくとも1つの話題を決めるために評価され；

前記コンテンツデータベースから取出されたコンテンツから、話題に関連するプレゼンテーションスニペットが組立られ；

当該プレゼンテーションスニペットが表示されるシステム。

【請求項2】

複数のモバイルデバイスが前記サーバに繋がって、同時に同じスポーツをシミュレーションする請求項1のシステム。

【請求項3】

前記モバイルデバイスの第1は、第1のスポーツをシミュレーションするために使用され、前記モバイルデバイスの第2は、第2のスポーツをシミュレーションするために使用され、前記モバイルデバイスの第1および前記モバイルデバイスの第2は、同時にサーバ

に繋がる、請求項₁のシステム。

【請求項4】

前記プレゼンテーションスニペットは、前記スポーツ動作のシミュレーションに使用されたものと同じモバイルデバイスに表示される、請求項₁のシステム。

【請求項5】

前記プレゼンテーションスニペットは、前記スポーツ動作のシミュレーションに使用されたモバイルデバイスとは異なるディスプレイデバイスに表示される、請求項₁のシステム。

【請求項6】

前記プレゼンテーションスニペットがスポーツレッスンを含む、請求項₁のシステム。

【請求項7】

前記プレゼンテーションスニペットが映像、テキスト、音声またはアニメーションのいずれか1つを含む、請求項₁のシステム。

【請求項8】

前記モバイルデバイスが、インターネット経由で前記サーバに繋がっている、請求項₁のシステム。

【請求項9】

前記スポーツ動作は、物体にインパクトを与えるスポーツに関する、請求項₁のシステム。

【請求項10】

前記スポーツがゴルフ、野球、テニス、バドミントン、ラケットボール、卓球、ホッケー、ボウリング、バスケットボール、アメリカンフットボール、ビーンバッグトス、およびフライフィッシングのいずれか1つである、請求項₉のシステム。

【請求項11】

前記動作センサがジャイロスコープおよび加速度計を含む、請求項₁のシステム。

【請求項12】

運動の評価は、前記モバイルデバイスのピッチ、ロール、およびヨーの評価を含む、請求項₁のシステム。

【請求項13】

前記シミュレーションしたスポーツ動作中の前記モバイルデバイスの動きに関する動作データを格納するデータベースをさらに含む、請求項₁のシステム。

【請求項14】

前記プレゼンテーションスニペットは、使用者インプットデータ、前の動作データ、およびCRMデータのうちの1以上に基づくコンテンツを取得し、所定のルールセットに基づき、得られたコンテンツを組み立てることにより組み立てられる、請求項₁のシステム。

【請求項15】

前記スポーツ動作の評価が、成績向上を測定するための長期的データの使用を含む、請求項₁のシステム。

【請求項16】

前記プレゼンテーションスニペットは、前記モバイルデバイスから分離し区別されるウェブ対応ディスプレイデバイス上に表示される、請求項₁のシステム。

【請求項17】

ウェブ対応ディスプレイデバイス上に表示されるプレゼンテーションスニペットが、前記スポーツ動作に応答して仮想の物体と衝突する仮想の標的を含む、請求項₁₆のシステム。

【請求項18】

前記モバイルデバイスは使用者の手に持たれる、請求項₁のシステム。

【請求項19】

前記モバイルデバイスが補助装置に取り付けられている、請求項₁のシステム。

【請求項 20】

前記補助装置は、スポーツ器具の部分、およびスポーツ器具の部分のグリップとフィーリングをシミュレーションするデバイスのいずれか1つである、請求項19のシステム。